

# 大山町宿泊施設整備支援事業補助金

大山町を訪れる観光客が安心して宿泊できることを目的とした、感染症予防対策に係る施設整備を実施する宿泊事業者に対して、客室への浴室及びトイレの新設についての経費の一部を補助します。

## 1. 対象経費・補助率等

対象経費	補助率	補助上限
宿泊施設の客室に浴室及びトイレを新設するのに要する経費	4 / 5	400万円

## 2. 補助の交付を受けることができる事業者

- ・ 町内事業所を有する法人もしくは団体または町内に住所を有する個人
- ・ 町内で宿泊業を営んでいる事業者
- ・ 旅館業法の許可を受けている事業者

## 3. 申請方法

**申請者**

(宿泊事業者)



以下の書類を大山町役場大山支所観光課へ提出してください。

### 提出書類

- ① 申請書・事業計画書・事業収支予算書（様式第1号）
- ② 補助対象経費の積算根拠となる資料（見積書の写し等）
- ③ 宿泊施設全体の写真・補助対象経費に係る部分の現況写真
- ④ 旅館業法の許可書の写し
- ⑤ 納税確認同意書
- ⑥ 誓約書
- ⑦ 債権者登録申請書（役場に口座登録がない事業者のみ）

〒689-3332 西伯郡大山町末長500番地 大山町役場 大山支所 観光課  
TEL 0859-53-3110 FAX 0859-53-3163

申請様式については、大山町ホームページからダウンロードできます。  
(URL) <http://daisen.sanin.jp/1/10/8/g159/>

## 4. 申請受付期間

令和2年6月15日から7月20日（月）までの間

## 5. その他

- ・ 申請状況によっては、改修等の申請内容が誘客促進に資するかを審査会において審査のうえ、補助の可否を決定する場合があります。
- ・ 工事契約は町内の事業者・店舗と行ってください。
- ・ 宿泊事業の継続を行ってください。

詳細についてはお問い合わせください。  
大山町役場 観光課 TEL: 0859-53-3110